

名古屋市守山区社会福祉協議会

車いす体験

車いす利用者お話し会



お申し込み～実施の流れ

①実施希望の3ヶ月前までに守山区社会福祉協議会までお申し込みください。

※希望日を第3希望まで忘れずにご記入ください。

住所：〒463-0048 名古屋市守山区小幡南一丁目24番10号

TEL：052-758-2011 FAX：052-758-2015

②体験指導の当事者と一緒に打合せをします。

打ち合わせ日時の希望を申込用紙にお忘れ無くご記入ください。

(社会福祉協議会が、各協力者との打合せ日を調整します)

③体験・お話会 実施(例)

*体験場所：体育館または廊下等の広い場所が望ましいです。

*体験内容：2人1組のペアを作ってもらい、車いす利用体験と介助体験を交代しながら、自走や介助の体験をしてもらいます。

なるべく体格が同じ生徒さん同士でペアを組んでいただくのが望ましいです。

コース途中では、椅子で狭い道をつくったり、マットを敷いて小さな段差や不安定な道を再現したりして、走行しにくさも体験してもらいます。

ほかにも、体験内容についてご希望があれば、打合せ時に是非お申し付けください。



* お話会：体験のみではなく、普段車いすを利用して生活している当事者の方のお話を聞いてみませんか？

「車いすを利用しているとこんな不便がある」等、後ろ向きな話だけでなく、「こんな事もできる・あんな事もできる」等の前向きな話や、「これは苦手だから手伝ってほしい」と言った関わり方…等々、車いす利用者の生の声を身近に聞くことができます。



★上記はあくまで実施例です。

学習内容についてご希望があれば是非ご相談ください！

その他

*使用する車いすについては、社会福祉協議会でご用意致します。
使用台数は打ち合わせで決定させていただきます。



～コロナ禍において安心・安全に福祉教育を実施するために～

その1 基本的な予防措置の徹底のお願い

福祉教育では、外部の講師が訪問することになります。
換気や学習前後の手洗い・うがい・手指消毒の徹底をお願いします。
また、学習に参加する方は、当日朝の検温をお願いいたします。
少しでも体調不良を感じた方がいれば、参加をご遠慮いただいておりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。
上記の予防措置は、当日従事する講師・社協職員も徹底させていただきます。

(別紙「福祉教育実施における感染防止対策チェックシート」もご確認ください)

その2 感染や濃厚接触疑い・緊急事態宣言発令の場合

学校・講師・社協のいずれかに新型コロナウイルス感染(疑い含む)や濃厚接触者認定があった場合、授業を延期(または中止)させていただきます。

また、国や県等から緊急事態宣言や外出自粛要請が発令された場合も、延期(または中止)させていただく場合がございますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

その3 車いすは学習前後で消毒します

車いす体験では、社協で一般に貸出をしている車いすと同じものを使用します。

学習前後ではしっかり消毒をさせていただきますので、安心してご利用ください。

その4 体験時には最低限の会話以外は控えてください

車いす体験を行う際、段差や坂道等の体験ブースでは、介助役から声掛けをしてもらいます。

なるべく対面にならないようお気をつけいただき、必要最低限の会話以外は控えるようお願いいたします。

